

津市人権擁護等関係補助金交付要綱

令和4年3月31日訓第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における人権及び平和に関する施策の推進を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限等)

第3条 規則第3条第1項の別に定める期日及び同項第4号の市長が必要と認める書類については、別に定める。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条の市長が定める期日は、補助金の交付の申請をした者が規則第6条各項の規定による決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(実績報告)

第5条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和4年4月1日から施行する。